平成 24年 6月 20日

各 位

会社名 スカイマーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 西久保 慎一
（コード番号 9204 東証マザーズ）
問合せ先 常務取締役 有森 正和
（TEL:03-5708-8280）

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成24年６月20日開催の当社平成24年３月期定時株主総会において承認可決されました「株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行する件」に基づき、同日開催の取締役会において、当社の取締役に対して、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたのでお知らせいたします。

記

１．新株予約権を発行する理由

当社の取締役の報酬と当社の業績及び株式価値の連動性を明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権の名称

スカイマーク株式会社
第１回 株式報酬型新株予約権

３．新株予約権の発行要領

⑴ 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 ５名 454個

⑵ 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 45,400株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

⑶ 新株予約権の総数

454個。（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記（2）に定め

る株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(4)　新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき１株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、１円とする。

(6)　新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年６月 25 日から平成 54 年６月 22 日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 上記（6）の期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、執行役員、監査役もしくは従業員のいずれの地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から１年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

② 上記①にかかわらず平成 54 年６月 21 日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌日以降新株予約権を行使できるものとする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

(9) 新株予約権の取得の条件

① 当社は、新株予約権者が上記（8）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(12)　新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の割当日

平成 24 年６月 22 日

以　上

(ご参考)

定時株主総会付議のための取締役会　　平成 24 年５月 10 日

定時株主総会の決議日　　平成 24 年６月 20 日